

今治市デジタル給付事業業務 公募型プロポーザル

質問及び回答

	質問箇所	質問内容	回 答
1	今治市デジタル給付事業業務仕様書 3 業務期間 スケジュール表	デジタル給付金の使用を図の通り令和7年度3月までと仮定した場合、店舗への換金・振込は翌4月になると思われますが、問題ございませんでしょうか。	問題ございません。 ただし、店舗への換金・振込の完了・未了にかかわらず、令和8年3月までに市民等が使用したデジタル給付金については、給付原資から差し引きのうえ、市民等に給付済みの未利用分および市民等への未給付分については、本市に精算返納していただく必要がありますので、ご留意ください。
2	今治市デジタル給付事業業務仕様書 3 業務期間 スケジュール表	精算返納は表上の原資支払い分から実際に給付した金額の差引額を返納したのでよろしいでしょうか。	令和8年3月までに市民等が使用したデジタル給付金については、給付原資から差し引きのうえ、市民等に給付済みの未利用分および市民等への未給付分については、本市に精算返納していただく必要があります。 そのうえで、令和7年度中において、市民等に給付済みの未利用分にあたる給付原資については、令和8年度の歳出予算成立状況に応じて、令和8年度の給付見込額とあわせて、再度支払いする予定です。
3	今治市デジタル給付事業業務仕様書 3 業務期間 スケジュール表	スケジュール表はあくまで目安だと認識しております。スケジュール表の中で変更ができない事項はございますか。	10月からの給付開始・実装運用については、市民等への周知後の開始延期となった場合、混乱を招くため変更することはできません。なお、各項目の詳細なスケジュールについては、契約候補者と協議のうえ決定いたします。
4	今治市デジタル給付事業業務仕様書 3 業務期間 (様式第7号) 参考見積書	R8年度以降の給付金について、現時点では見込みであることを理解しております。 そのうえで契約解除等の文言について、R7年度に給付される給付金の未利用額の流通が見込まれますが、その部分に係る費用については契約時の想定通り請求させていただける認識で合っておりますでしょうか。 また参考見積書の別紙積算内訳に、R7年度給付利用分・R8年度給付利用分と分かるように記載したほうがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、令和8年度以降の運用経費については、給付原資と同様に、あくまでも歳出予算の成立状況に応じて措置されるものです。 また、参考見積書の別紙内訳において、例えば令和8年度の積算内訳のうち、令和7年度の給付済み未利用額の流通にあたり、令和8年度の給付予定分の運用経費と切り分けることで、より簡便で分かりやすい積算内訳となる場合、記載していただき差支えありません。
5	今治市デジタル給付事業業務仕様書 4 業務内容 ②デジタル給付および決済システムの運用 (ウ) 運用保守	テスト運用とは、アプリの試験運用と併せて今治市様との運用に関する連携を含めた広義的な意味合いで捉えたのでいいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	今治市デジタル給付事業業務仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録管理及び精算業務 (エ) 留意事項	コールセンターの具体的な開設期間及び開設時間の想定はございますか。	本事業に参加する市内店舗の登録募集開始時には、必ず対応できる状況としていただきたいと思いますと考えており、その他は特に指定することは想定していません。
7	別添_交付券面一覧(デジタルクーポン)	各券面の有効期限については、「交付された年度の翌年度末」でよろしかったでしょうか？	お見込みのとおりです。 ただし、給付券面の制度運用上、n年度に交付申請、n+1年度に交付請求を行う券面については、n+1年度末が有効期限となります。
8	今治市デジタル給付事業業務公募型プロポーザル実施要領 4 参加資格要件	複数事業者によるコンソーシアムでの参画は可能でしょうか。	複数事業者によるコンソーシアムでの応募は出来ません。 なお、参加表明をする単一事業者が全ての参加資格要件を満たす必要があります。

今治市デジタル給付事業業務 公募型プロポーザル

質問及び回答

	質問箇所	質問内容	回 答
9	公募型プロポーザル実施要領 9 参加表明 (3) 提出書類 オ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)	消費税及び地方消費税納税証明書は、「その3の3」でよろしいでしょうか。また、発行期限はございますか。	③納税証明書「その3の3」(②納税証明書(その3)でも可)を提出してください。 なお、証明日が参加表明の日から起算して3箇月以内のものに限ります。 また、「今治市税完納証明書」「登記事項証明書」「印鑑登録証明書」についても、同様の期限内のものをご提出ください。
10	今治市デジタル給付事業業務評価項目及び評価基準 評価項目①業務遂行力 業務実績	「既に市民の1割以上いる」や「既に1,000店舗以上ある」などにつきましては、参加要件ではなく評価に関する加点の例として挙げられている認識で合っておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。本項目は、参加要件ではなく配点に対し評価点を決定する評価基準となっております。ただし、今治市デジタル給付事業業務仕様書 4 業務内容 ③加盟店舗の登録管理及び精算業務 (ア) 加盟店舗の募集、申込受付、店舗一覧の作成、登録管理 に記載のとおり、加盟店舗は令和7年9月末までに全体で約1,000店舗以上の市内店舗登録数の達成に向け、周知募集を行う必要があります。
11	(様式第3号) 実績調書	実績調書への記載内容として、現在展開中のキャッシュレス決済事業についての記載でしょうか？ それとも、今回の公告に対してのデジタル給付等の事業もしくは、類似内容での実績を記載するのでしょうか？	現在展開中のキャッシュレス決済事業について記載してください。また、デジタル給付等の事業もしくは類似内容での実績があれば、それについても記載をしてください。